

令和7年度 市民の声一覧（上半期公表）

| 受付月 | 分類 | 件名 | 市民の声 | 回答（対応）内容 | 担当課 |
|-----|----|----------------------|--|---|----------|
| 6月 | 行政 | 火入れに関する条例について | <p>高知市火入れに関する条例（昭和59年7月7日条例第48号）では次のように定められています。 （火入れの中止） 第12条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行つてはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。 （問い合わせ等） 1 条例の文中にある異常乾燥注意報は、1988年（昭和63年）4月1日から乾燥注意報に変わっています。確認してください。条例は昭和63年に改正されずに現在まで続いています。誰も疑問に思わず、どこからも指摘等されずにいるのだと思います。 2 （あえて）誤りを見て見ぬふりはできないので（高知市民ではありませんが）意見します。 3 強風注意報、乾燥注意報は気象庁（高知地方気象台）が発表します。発令はしません。火災警報は市長が発令します。条例の表記はこのままで良いのでしょうか。 4 「火入れに関する条例」が上記のように（異常乾燥注意報のまま）になっているのは高知市だけではありません。高知県の9市13町4村の「火入れに関する条例」には存在しない「異常乾燥注意報」が文中にあります。 なぜこのような状況であるのか知る術はありませんが、見過ごすことのできないことだと私は思います。残念です。 5 情報を共有していただけたらと思います。</p> | <p>問い合わせ等1にある、高知市火入れに関する条例中の、異常乾燥注意報の文言につきましては、ご意見にもあるとおり、本来昭和63年に改正されなければならないものです。 林野庁に確認しましたところ、昨今の大規模森林火災の影響で、法律の改正等の検討がされていることから、内容を注視しながら、令和7年度の3月市議会定例会に上程し、当該条例を改正することといたします。 次に、発令等の表記につきましても、関係課と協議しながら、適切な文言に上記と併せて改正いたします。 最後に各市町村への共有につきましては、森林法を所管する高知県森づくり推進課に情報提供を行い、対応を依頼いたします。 今後も、適切に森林行政に取り組んで参りますので、ご理解・ご協力のほどよろしく申し上げます。</p> | 鏡地域振興課 |
| 8月 | 行政 | マイナンバーカード交付申請手続きについて | <p>高知市役所にてマイナンバーカードの交付申請手続きをさせていただきました。 その際、総合受付、当該受付、対応窓口、写真の撮影、全ての職員の方が丁寧で分かりやすい対応をしてくださいました。 普段市役所を利用する機会が少ない私としては、とても安心して手続きする事ができました。 こういった機会に、安心をもたらしてくださる市役所である事に市民として感謝しております。 これからも安心と信頼を提供していただけると幸いです。</p> | <p>マイナンバーカード交付申請の際、総合受付から各窓口対応、写真撮影に至るまで、職員の対応にご満足いただけたとのこと、大変うれしく拝見いたしました。市民の皆さまに安心してご利用いただける窓口づくりを目指して日々努めておりますので、このような言葉を頂戴できましたことは、職員一同の大きな励みとなります。 今後とも、より一層安心と信頼を感じていただける市役所を目指し、丁寧で分かりやすい対応に努めてまいります。</p> | 中央窓口センター |